

議案第54号

令和2年度宝塚市一般会計補正予算（第3号）

資料1（22）補正予算の概要

障害（がい）者福祉事業（重度身体障害児者訪問リハビリ扶助料）について

①新規事業開始にかかる経緯

兵庫県では肢体不自由児者の機能低下のスピード緩和や機能維持等を図るため、障害児者のリハビリ拠点として令和2年2月、尼崎市内に「県立障害児者リハビリテーションセンター」を開設。定期的な診療・リハビリを提供するとともに、身近な訪問看護ステーションと連携して日常は訪問リハビリの利用を推奨する「兵庫モデル」を推進することとなった。これにあたり、重度肢体不自由児者を対象に訪問看護ステーションによるリハビリ利用料の一部を助成する事業を県及び市が協調して実施することとなった。

②事業内容

対象者：65歳未満の肢体不自由による身体障害者手帳1級又は2級所持者

所得制限：市町村民税所得割23.5万円未満

対象経費：訪問看護ステーションによる訪問リハビリ利用料

助成内容：自己負担が1割相当となるよう助成

助成方法：償還払い

負担割合：県1/2 市1/2

事業開始：令和2年4月1日

③予算積算根拠

(1)所要額算定

※試算の前提…1か月あたりの訪問リハビリ利用料（週1回の利用を想定）

	訪問リハビリ利用料	助成前自己負担額	助成額	助成後自己負担額
1回目	12,950円	3,900円	2,605円	1,295円
2回目	8,530円	2,600円	1,747円	853円
3回目	8,530円	2,600円	1,747円	853円
4回目	8,530円	2,600円	1,747円	853円
合計	38,540円	11,700円	7,840円	3,854円

注1) 訪問看護基本療養費（1）5,550円、訪問看護管理療養費（月の初日）7,400円、
訪問看護管理療養費（2日目以降）2,980円

注2) 助成額の合計については、10円未満の端数が生じた場合、切り捨てた額とする

1人あたりの年間助成額：7,840円×12か月＝94,080円…①

(2)想定利用人数算定

市内における65歳未満の身体障害者手帳（肢体不自由）1級又は2級所持者…491名

介護保険対象者の訪問リハビリ利用率…3%

491名×3%＝14.73≒15名…②

① × ② ＝ 1,411,200円